

定めようとする命令等の題名

- 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112714 号）
- 廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112715 号）
- 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（原管廃発第 13112716 号）

根拠法令等

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 37 条等

行政手続法に基づく手続であるか否か

行政手続法に基づく手続（第 39 条第 4 項該当による結果の公示等）

問い合わせ先（所管府省・部局名等）

原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
電話番号：03-5114-2118（直通）

命令等の公布日

2019 年 7 月 24 日

結果の公示日

2019 年 8 月 6 日

行政手続法 39 条第 4 項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合にはその旨及び理由

本件は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）の施行に伴い、法令名の変更や用語の整理の技術的な改正を行うものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に基づく行政手続法施行令（平成 6 年政令第 265 号）第 4 条第 2 項各号に定める事項に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

結果概要、提出意見、意見の考慮 結果・理由等

令和元年 7 月 24 日 第 19 回 原子力規制委員会資料 2 - 2 参考 2
(<https://www.nsr.go.jp/data/000278197.pdf>)